

# 令和7年度 第2回 静岡市障害者自立支援協議会

日時：令和8年1月30日（金） 午前10時から正午  
場所：城東保健福祉エリア 複合棟3階第1-2研修室

## 次 第

### 1 開 会

### 2 静岡市挨拶

### 3 報告・協議

#### (1) 令和7年度 専門部会の活動について

##### ①権利擁護・虐待防止部会 【資料1】

意思決定支援勉強会の報告、虐待防止研修の計画

##### ②地域生活・移行支援部会 【資料2】

GH 評価、拠点等の評価

##### ③相談支援部会 【資料3】

児童発達支援の早期療育の体制整備への取り組み報告、  
相談支援事業評価、基幹相談支援センター事業計画

##### ④こども部会 【資料4】

児童発達支援の早期療育の体制整備への取り組み報告

##### ⑤就労支援部会 【資料5】

就労選択支援

#### (2) 各区事務局会議からの報告等

##### ①葵区 【資料6】

「就労選択支援」をテーマにした事例検討からみえる不安と課題

##### ②駿河区 【資料7】

行政区事務局会議の活動全体の報告

##### ③清水区 【資料8】

「訪問入浴サービスの支給量での不便さ」をテーマにした事例検討からみえる課題  
と対応策

#### (3) 自立支援協議会や専門部会の開催を広く周知することについて【資料9】

静岡市内の指定事業所へ、「自立支援協議会の取り組み」を周知していく必要性につ  
いて

### 4 閉 会

## 令和7年度 部会報告について

部会名	権利擁護・虐待防止部会		
目的・内容	障がいのある人の権利擁護・虐待防止を図るため、関係機関と連携した対応を協議する		
部会員 (所属機関)	委託相談支援事業所（3名）、計画相談支援事業所（1名）、地域生活支援拠点等ねっとワークサービス調整コーディネーター（1名）、障害福祉サービス事業所（3名）、権利擁護関係機関（1名）		
現在 取り組んでいる 重点課題  ※協議会から降ろされた課題を記載してください。 (ない場合は部会内で継続している課題・取り組みを記載してください)	重点課題（1つ） (「〇〇に向けた～の取組」のように対象者が分かるよう記載してください)	取組ウェイト	
	虐待防止センターと行政との、虐待対応における連携強化に向けた取り組み	60	
	課題解決（進捗度 100%）とみなす終着点と得られる成果 (「〇〇がどのような状態になったか」等、わかるよう記載してください)	達成予定期日 ※2年以内としてください。	
	虐待防止センターと行政機関が相互の役割や立場を理解し、虐待発生時に円滑な連携ができています	令和8年3月	
	現時点での進捗状況 令和6年度から継続し、今年度も虐待防止センター勉強会を2月13日に開催予定。今年度は、事例検討を重点的に行い、よりお互いの立場に対する理解を目指す。	進捗率  50%	
次点の取組 (ある場合は記載)	取組名	権利擁護・虐待防止に係る普及啓発 【R7：意思決定支援勉強会（11月19日開催）】	取組ウェイト 40
	終着点・成果	市内障害福祉サービス事業所が虐待防止と権利擁護について共通認識を持っている状態	
その他の取組 (ある場合は列記してください)	取組名		のこりの取組ウェイト
今年度 終了した 重点課題	今年度終了した重点課題（があれば、ご記入ください。）		
	成果		

★重点+次点+その他のウェイトの合計が100としてください。

## 令和7年度 部会報告について

部会名	地域生活・移行支援部会			
目的・内容	・福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、あらゆる活動に参加する機会を確保するための地域生活課題の解決に関すること ・障がい者の地域移行に係る取組の推進、地域生活支援ネットワークの整備及び多様な居住の場の確保の推進に関すること			
部会員 (所属機関)	精神科医療機関（4人）、福祉職（9人）、介護・当事者・法律家・学識経験者（各1人） 行政機関（2人）			
現在 取り組んでいる 重点課題  ※協議会から降ろされた課題を記載してください。 （ない場合は部会内で継続している課題・取り組みを記載してください）	重点課題（2つ） （「〇〇に向けた～の取組」のように対象者が分かるよう記載してください）	取組ウエイト		
	①強度行動障がい者支援のために人材育成と支援ニーズ把握に焦点をあてた支援体制の整備に向けた取組み ②ピアサポート活動の体制づくり	70		
	課題解決（進捗度 100%）とみなす終着点と得られる成果 （「〇〇がどのような状態になったか」等、わかるよう記載してください）	達成予定期日 ※2年以内としてください。		
	①強度行動障がいに関する研修情報の整理、事業所の支援ニーズの把握、強度行動障がいサポート事業の整理等により、静岡市の強度行動障がいに関する人材育成ビジョンができた状態。 ②ピアサポーターの活躍の場が担保されている状態	令和9年3月		
	現時点での進捗状況	進捗率		
	①事業所の支援ニーズ等を把握するためにアンケート、ヒアリングを実施した。引き続き、人材育成の課題分析やサポート事業の見直しを行い、報告書を作成する。 ②ピア活動において「安心」して語れる場、活躍できる場を念頭に置いてワーキンググループを活動し始めた。今後は見える形を目指していく。	①50% ②20%		
次点の取組 (ある場合は記載)	取組名	身体・知的分野における地域移行を選択肢として提供できる体制づくり（令和7年11月19日意思決定支援勉強会の開催）	取組ウエイト	20
	終着点・成果	障がいのある方が自ら選んだ地域や住まいで安心して自分らしい暮らしが実現できている状態		
その他の取組 (ある場合は列記してください)	取組名	・地域生活支援拠点等の評価 ・退院支援選任相談員、日中サービス支援型評価委員会の活動報告を通じた地域移行に係る現状・課題把握	のこりの取組ウエイト	10
令和6年度 終了した 重点課題	終了した重点課題（があれば、ご記入ください。）  （引き続き、現在取り組んでいる重点課題に向けて取り組んでいく）			
	成果			
HP掲載希望	ヘルパーサービス活用ブック、ヘルパーサポートブック			

★重点+次点+その他のウエイトの合計が100%としてください。

## 令和7年度 部会報告について

部会名	相談支援部会			
目的・内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定相談支援事業及び相談支援事業の体制の整備や課題の共有及び解決に関すること</li> <li>・指定相談支援事業者及び相談支援事業者同士の連携に関すること</li> </ul>			
部会員 (所属機関)	自立支援協議会委員：杉山委員、小林委員、佐野委員、澤井委員 関係機関：地域生活支援ネットワークコーディネーター、特定相談支援事業所、障がい者相談支援推進センター、障害福祉企画課、障害者支援推進課、精神保健福祉課 事務局：葵区障がい者相談支援センターコンパス北斗、静岡市支援センターなごやか			
現在 取り組んでいる 重点課題  <small>※協議会から降ろされた課題を記載してください。 (ない場合は部会内で継続している課題・取り組みを記載してください)</small>	重点課題（1つ） （「〇〇に向けた～の取組」のように対象者が分かるよう記載してください）	取組ウェイト		
	児童発達支援の現状と早期療育に関する支援体制整備の必要性について	50		
	課題解決（進捗度 100%）とみなす終着点と得られる成果 （「〇〇がどのような状態になったか」等、わかるよう記載してください）	達成予定期日 ※2年以内としてください。		
	多重問題を抱える家族への支援の解決するために他機関連携ができています状態。	令和9年3月		
	現時点での進捗状況	進捗率		
	令和7年8月29日（金）に障害児相談の座談会を開催した。保育所等訪問支援を中心とした児童支援の現状と課題について意見交換を行うことで支援実務へのヒントを得ることができた。引き続き子ども部会と協働し、課題共有と改善策の検討を行う。			40%
次点の取組 (ある場合は記載)	取組名	主任相談支援専門員との協働にむけた検討	取組ウェイト	40
	終着点・成果	地域の相談支援体制を強化するため、自立支援協議会（相談支援部会）や基幹相談機能強化事業との連携等ができています状態。		
その他の取組 (ある場合は列記してください)	取組名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談支援事業所評価</li> <li>・基幹相談支援センター事業計画策定検討</li> <li>・座談会</li> </ul>	のこりの取組ウェイト	10
今年度 終了した 重点課題	今年度終了した重点課題（があれば、ご記入ください。）			
	成果			

★重点+次点+その他のウェイトの合計が100としてください。

# 静岡市基幹相談支援センター事業計画

令和7～8年度

(静岡市 障害福祉企画課)

(令和8年度分の件数等は今後、見直し)

- ❖ 本市では、令和6年度まで、障害者相談支援事業10か所と基幹相談支援センター1か所の計11か所で相談支援事業を実施してきました(福祉事務所業務を除く・委託事業分)。
- ❖ 一方、令和6年度からは、社会福祉法に基づく「重層的支援体制整備事業」を本格実施したように、障がい者やその家族等の相談に伴走するとともに、多機関連携により対応する体制整備も進められているところです。
- ❖ 兼ねてから障害者相談支援事業所も関係機関への助言等も行っていたこともあり、令和7年度から、一部の障害者相談支援事業所を基幹相談支援センターとして位置づけ、相談支援体制の強化を図っています。
- ▶ 基幹相談支援センターが複数になったことを踏まえ、全体として役割や取組内容の整理を行うため、計画を作成します。

## 本計画の構成と検証(見直し)

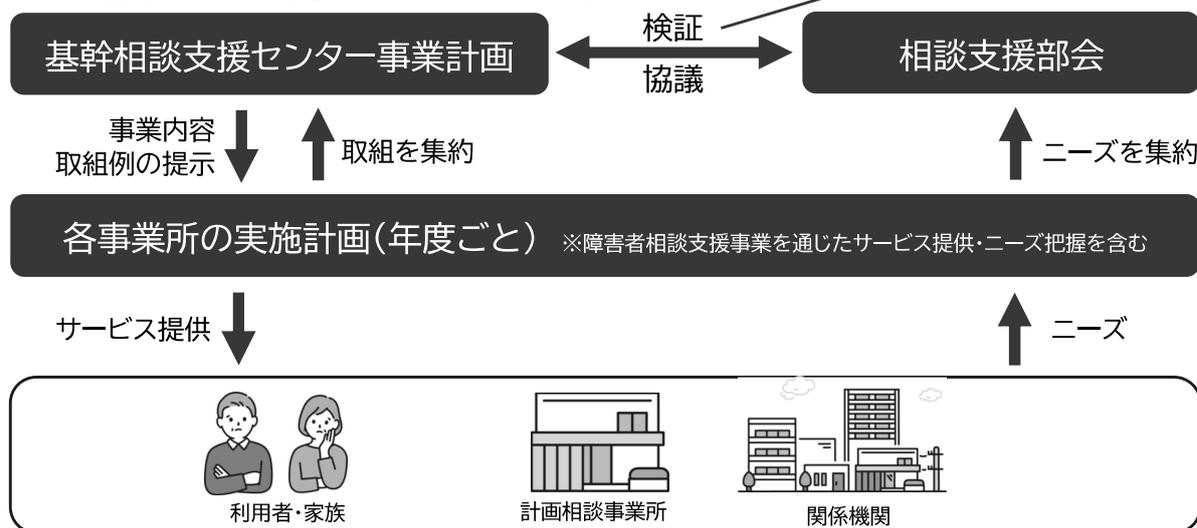
### I 構成

- 1 基幹相談支援センターとは？
- 2 行政区基幹相談支援センター事業実施計画(案)
- 3 全市基幹相談支援センター事業実施計画(案)

### II 検証(見直し)

静岡市障害者自立支援協議会(相談支援部会)にて検証(協議)の上、見直していきます。

ニーズに合っている取組みか？  
抜け漏れ・重複はないか？など



# 1 基幹相談支援センターとは？

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、地域の実情に応じて次の業務等を行う。

## 業務A 総合的・専門的な相談支援の実施

障害種別問わず、各種ニーズに対応できる総合的な相談支援や専門的な相談支援の実施

## 業務B 地域の相談支援体制の強化の取組

相談支援事業者の**人材育成**や支援の質の向上のための取組の支援

＼ 人材育成と地域づくり ／

⇒ 日常的な支援方針等を検討する場の設置・運営、

事業所の訪問や相談支援従事者の業務への同行等による専門的な助言、  
研修会の企画・運営 など



## 業務C 自治体と協働した協議会の運営等による**地域づくり**の取組

地域課題を把握・集約し、地域の特性に応じた取組の推進や課題に対する支援体制づくりについて助言等を実施

⇒ 静岡市自立支援協議会、全市連絡調整会議、各部会、各行政区連絡調整会議への参画

静岡市では、令和7年度時点で計8事業所が基幹相談支援センターである。

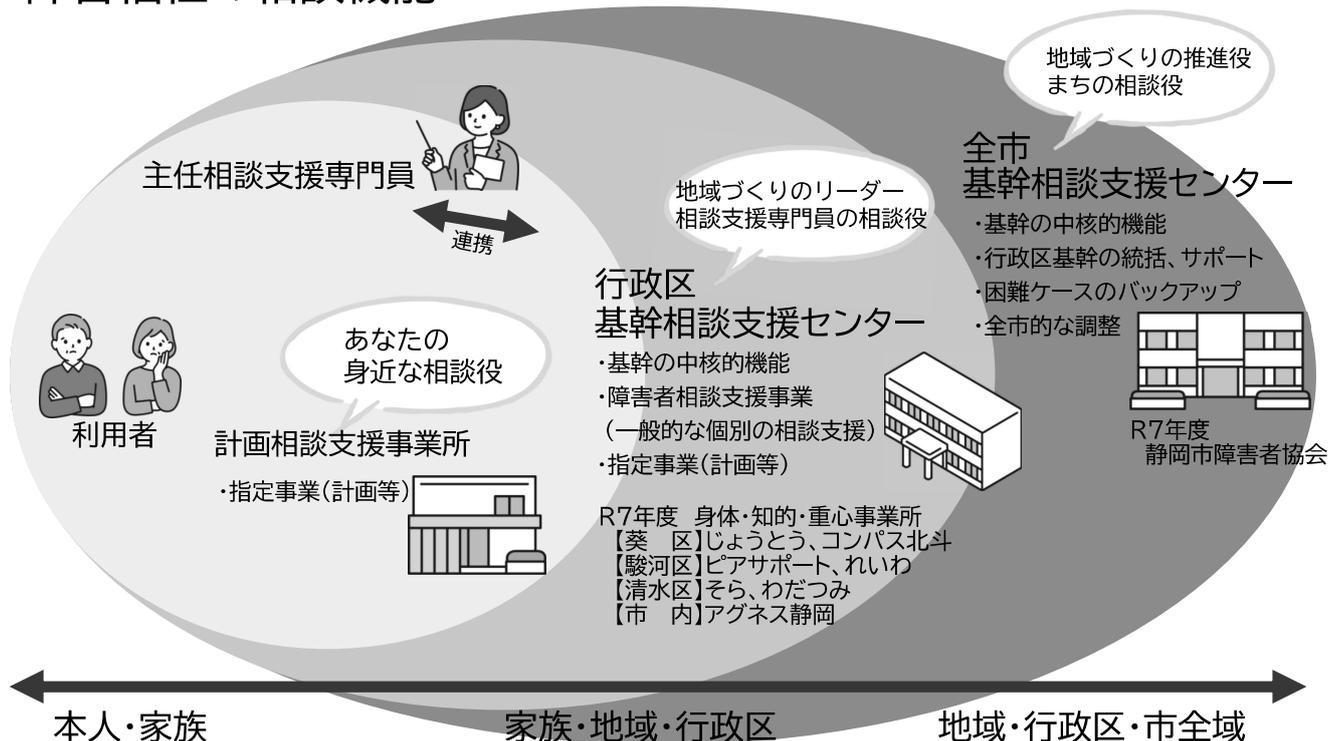
・ **全市** 基幹相談支援センター … 静岡市障害者協会

・ **行政区** 基幹相談支援センター … 身体・知的・重心相談支援事業所7か所

※精神相談支援事業所の3事業所は、令和8年度以降に行政区基幹相談支援センター化予定

## 静岡市の体制(イメージ)

### 障害福祉の相談機能



## 2-1 行政区基幹相談支援センター

### 業務A 専門的な助言・指導件数

662件（身体・知的・重心 7事業所計）

アウトリーチと同行支援！

### 業務B 相談支援体制の強化

地域の相談支援従事者に対する助言等の支援者支援



▶ 対象① 障害分野の相談支援(主に相談支援専門員)

▶ 内容 適切なサービス等利用計画案等を作成するための現場での実地教育、支援者が困難を感じているケースへの同行等を含む指導、助言

- 例 ・計画相談支援事業所への訪問等により、積極的に相談支援専門員の困りごとを確認する。  
・計画相談支援事業所職員と共に家庭や事業所へ同行訪問や、個別支援会議へ参加し、実地教育を行い、相談員が幅広い観点で支援や検討ができるよう助言する。  
・主任相談支援専門員も含め、定期的な地域の相談体制の課題の整理と取組を行う。

▶ 対象② 地域の相談機関等

▶ 内容 支援会議・重層的支援会議等への参画を通じ、多機関協働における障害分野の調整役を担うとともに、他分野からの相談に対する助言や、必要に応じたケース対応

- 例 ・他分野機関より相談があった際、障害分野の専門性を活かした支援に対する助言や、ケース会議出席、必要に応じてケースへの相談対応等を行う。  
・地域包括支援センターや医療機関相談員と地域の障害者支援に関する情報を共有する。  
・相談支援事業所に配置された医療的ケア児等コーディネーター養成研修を受講した相談支援専門員が活躍できるようバックアップ体制を整える。 など

## 2-2 行政区基幹相談支援センター

### 業務C 協議会と連携した地域づくり

区内基幹相談支援センターや主任相談支援専門員と連携し、協議会の運営を通じた地域(仕組み)づくり

▶ 内容① 静岡市自立支援協議会の仕組みを活用した取組み

行政区連絡調整会議内を通じた地域課題を抽出する。

行政区連絡調整会議の運営や各部会の運営、参画において、地域課題の解決に向けて、地域の関係機関との連携を強化し、取組を行う。

- 例 ・地域の相談機関の支援力向上に繋がる勉強会の実施。  
・事例検討を通じた社会資源の共有、地域課題の明確化、連携強化など。

▶ 内容② それ以外枠組みを活用した取組※既存の枠組みにとらわれない取組も可

各行政区の地域づくりに必要と思われる連携強化の取組を行う。

- 例 ・静岡市内の療養介護事業所間のネットワークを構築し、重症心身障害児者や医療的ケアが必要な方の緊急時にも対応できる仕組みを構築する。 など

# 3 全市基幹相談支援センター

## 業務A 専門的な助言・指導件数

230件

行政区基幹間の連携・調整  
行政との連携・政策支援

## 業務B 相談支援体制の強化(相談支援体制の強化のバックアップ)

市全体の相談支援の質の担保・向上

▶ 対象:行政区基幹相談支援センター職員 及び 主任相談支援専門員と協働

▶ 内容:各区の相談支援体制の構築状況を把握し、連携強化や支援者支援を行う。

全市で共通する課題について横断的な取組みを行う。

例 ・ 行政区基幹相談支援センター職員と各区の相談体制の強化の取組や課題把握のために、定期的な連絡会を開催する。

・ 各区の研修運営等のサポートを行う。



## 業務C 協議会と連携した地域づくり

静岡市自立支援協議会の運営への関与を通じた地域(仕組み)づくり

▶ 内容:自立支援協議会を活用し、全市的な地域課題の解決に向けた取組みや既存の枠組みにとらわれない連携強化の仕組みづくり

▶ 例 ・ 静岡市自立支援協議会や各行政区連絡調整会議の運営支援

・ 全市連絡調整会議の事務局運営や各部会への参画し、地域課題を解決するための推進など

## 参考資料

◆障害者総合支援法第七十七条の二(基幹相談支援センター)

◆地域生活支援事業実施要綱

・基幹相談支援センター

市町村は、基幹相談支援センターを設置又は委託するに当たっては、協議会等において、設置方法や実施する事業内容の事業の実績の検証等を行うこと。

・基幹相談支援センター機能強化事業

市町村等が設置する協議会において、管内の相談支援体制の整備状況やニーズ等を勘案し、本事業による事業内容について協議し、事業実施計画を作成すること。

◆「相談支援業務に関する手引き」令和6年3月厚生労働省

◆令和7年度「障害者相談支援推進業務」及び「障害者相談支援センター運営業務」における各事業所の事業計画

◆「市町障害福祉担当職員等説明会資料」静岡県

## 令和7年度 部会報告について

部会名	こども部会			
目的・内容	障害分野だけでは解決できない障害児の課題について、分野を超えて関係機関が集まって課題解決に向けて具体的な協議を実施する。 ・障がい児に係る課題の共有及び解決に関すること ・障がい児等の支援の連携に関すること			
部会員 (所属機関)	部長：飯塚委員（コンパス北斗） 自立支援協議会委員：井鍋委員（教育関係機関 静岡県立中央特別支援学校） 関係機関：静岡北特別支援学校、当事者団体、障害福祉サービス事業所、児童発達支援センター、発達障害者支援センター、障害者相談支援推進センター、児童相談所、特別支援教育センター、障害福祉企画課、児童相談所、こども病院 事務局：葵区障がい者相談支援センターコンパス北斗			
現在 取り組んでいる 重点課題  ※協議会から降ろされた課題を記載してください。 （ない場合は部会内で継続している課題・取り組みを記載してください）	重点課題（1つ） （「〇〇に向けた～の取組」のように対象者が分かるよう記載してください）	取組ウェイト		
	支援者向けに、早期療育に関する支援体制の好事例を紹介する研修会の開催	60		
	課題解決（進捗度 100%）とみなす終着点と得られる成果 （「〇〇がどのような状態になったか」等、わかるよう記載してください）	達成予定期日 ※ 2年以内としてください。		
	保育所等訪問支援事業の好事例紹介やグループワークにて支援関係機関での意見交換を行う研修会を実施する。 支援の質の向上と関係機関との連携の在り方を考える機会となる。	令和7年12月		
	現時点での進捗状況	進捗率		
	研修会で紹介する事例の選定はできており、紹介方法やグループワークでの意見交換の進め方等を検討中。	70%		
次点の取組 (ある場合は記載)	取組名	児童発達支援事業所の連絡会について	取組ウェイト	30
	終着点・成果	各区にある児童発達支援センターや連絡会が稼働していた時の参加事業所に状況を調査。児童発達支援事業所の有効な情報交換体制の再開に向けての具体的な取り組みを検討した。		
その他の取組 (ある場合は列記してください)	取組名	支援者向けに障害に関する相談窓口の役割の整理・一覧化	のこりの取組ウェイト	10
今年度 終了した 重点課題	今年度終了した重点課題（があれば、ご記入ください。）			
	就学前フローチャート			
	成果			
	フローチャートを説明する動画を作成し、それと共にフローチャートをより活用してもらえるようにした。			

★重点+次点+その他のウェイトの合計が100としてください。

## 令和7年度 部会報告について

部会名	就労支援部会			
目的・内容	障がいのある方の就労に関する課題を共有し、改善策の検討及び実現に向けた取組みを行う			
部会員 (所属機関)	自立支援協議会委員：佐高委員、鈴木委員、田中委員、山下委員 関係機関：計画相談支援事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援A型・B型事業所、静岡手をつなぐ育成の会、オールしずおかベストコミュニティ、静岡障害者職業センター、静岡市発達障害者支援センター、障害者相談支援推進センター、商業労政課 オブザーバー：静岡県立静岡北特別支援学校/事務局：障害福祉企画課、精神保健福祉課			
現在 取り組んでいる 重点課題  <small>※協議会から降ろされた課題を記載してください。 (ない場合は部会内で継続している課題・取組みを記載してください)</small>	重点課題（1つ） （「〇〇に向けた～の取組」のように対象者が分かるよう記載してください）	取組ウエイト		
	学生や求職者の就労移行支援事業所の認知拡大	90		
	課題解決（進捗度 100%）とみなす終着点と得られる成果 （「〇〇がどのような状態になったか」等、わかるよう記載してください）	達成予定期日 ※2年以内としてください。		
	就労移行事業所に関する情報発信により、学生や求職者の認知が拡大されている状態 <学生（保護者）向け> ・就労移行事業所見学ツアー、説明会（各1回/年の開催） <求職者向け> ・障害者就職相談会へのブース出展（1回/年の出展） ・就労移行支援事業所説明資料の周知（自立支援協議会 WEB ページへの公開）	令和9年3月		
	現時点での進捗状況	進捗率		
	就労支援部会 就労移行事業所連絡会 第一回、第二回 ①就労移行事業所見学ツアー開催、②障害者就職相談会へのブース出展、 ③オンライン合同説明会の開催準備、④就フェスの開催準備			80%
次点の取組 <small>(ある場合は記載)</small>	取組名	就労選択支援（令和7年10月施行）の情報共有及び意見交換	取組ウエイト	10
	終着点・成果	就労選択支援の制度が関係者に周知されたうえで、開始されている状態（就労支援部会として、事業所への周知を検討したい）		
その他の取組 <small>(ある場合は列記してください)</small>	取組名		のこりの取組ウエイト	
今年度 終了した 重点課題	今年度終了した重点課題（があれば、ご記入ください。）			
	成果			

★重点+次点+その他のウエイトの合計が100としてください。

## 令和7年度 各区事務局会議からの報告

事務局会議で話し合った個別事例の概要を記載してください。（年度で6枠埋められるようにお願いいたします。）  
枠の拡大は行わず、表面のみで収まるよう簡潔な記載をお願いいたします。

葵 区

① 検討月： 5月 （事例検討をした月を記入してください）

キーワード：外国籍 言語問題 文化の違い 合理的配慮（通訳）外国籍利用者の増加

外国籍の方へのコミュニケーションや文化の違いにより、対応困難となった事例

② 検討月： 7月

キーワード：不登校 学校と福祉の連携 登校支援 未成年の自己決定 家族支援 引き継ぎ アセスメント不足

特別支援学校高等部2年生の児童で、不登校状態が続き学校生活が安定せず、家庭の支援不足や生活リズムの乱れから学習や生活にも影響が出て、卒業後の進路や生活の見通しが立てられない事例。

③ 検討月： 8月

キーワード：強度行動障害 地域移行 意思決定支援 チーム支援 ケースの中心的役割

有期限の施設に入所している方を地域移行する際に、本人の意思を含め地域で支えたくても体制が整っていないことで、地域移行が難しい事例。

④ 検討月： 10月

キーワード：8050世帯 就労支援 生活困窮 制度の狭間 アセスメント

障害者世帯や8050世帯で未受診により障害の狭間で支援が困難となり、親亡き後の生活を考えた際に就労などの支援へなかなか繋がらない事例。

⑤ 検討月： 11月

キーワード：就労選択支援 新制度への戸惑い 関係機関の連携 自己理解・働き方の選択 多面的アセスメント

10月より就労選択支援が開始し、今後の対応に戸惑いがあることから就労選択支援を実施する事業所に来てもらい実際の事例説明と今後の連携や現状の疑問、課題について検討した事例。

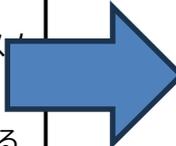
⑥ 検討月：

キーワード：

## 令和 7 年度 各区事務局会議 個別事例から見つかった課題

フォーマット(1)に記載した事例概要のうち、事例を通して課題が見つかり、協議会で協議したい場合は、記載してください。

葵 区

課題発見のきっかけとなった事例番号（フォーマット(1)の①～⑥を選択してください）
⑤ 就労選択支援 新制度への戸惑い 関係機関の連携 自己理解・働き方の選択 多面的アセスメント
事例の概要
<p>① 特別支援学校を9月末で退学した児童 者みなしで就労B型支援事業所先が決まった状態で就労選択支援事業所に来た事例。</p> <p>② 40歳代女性 一般就労の経験がある方 アセスメントの利用が自己理解を深めると考えたが、本人には必要性が伝わらなかった事例。</p> <p>③ 特別支援学校在学中の児童 本人の理想とする進路がうまく進まないため、就労選択支援を学校側が本人へ勧めた事例。アセスメント期間は5日間。</p>
課題
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p><b>就労移行支援事業所・計画相談の不安感</b></p> <p>①安定して通所できていない方（引きこもり、通所手段等）へのアセスメントは厳しい。</p> <p>②日数と対応時期が限定的になることへの対応の難しさ。</p> <p>③アセスメントをする際に作業だけでなく、生活全般のアセスメントが必要だが自宅や学校に行けない。</p> <p>④利用の可否や判断が区ごとに違う（一般就労経験がある方の利用の可否、回数制限の可否）</p> <p>⑤利用する前に計画相談に声をかけてほしい（サービス事業所、学校等）</p> <p>⑥障害児相談しか対応していない特定相談事業所は計画案を作成できない。</p> </div> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;">  </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;"><b>共通して見える課題</b></p> <p>①制度の理解不足</p> <p>②アセスメント重視になり自己決定支援が疎かになる。</p> <p>③サービス利用に繋がらなかった場合の切れ目のない支援</p> </div> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;">  </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p><b>計画相談としてできること</b></p> <p>『相談員として、本人がサービスを理解して適切に自分のサービスを選択できるようにしていく』</p> <p>①お互いに連携できる関係性の構築と啓発活動（各部会、学校、事業所、相談事業所、行政）</p> <p>②この制度の目的の共有をベースにして、理解と周知を行う。</p> </div>

## 令和7年度 各区事務局会議からの報告

事務局会議で話し合った個別事例の概要を記載してください。（年度で6枠埋められるようにお願いいたします。）  
枠の拡大は行わず、表面のみで収まるよう簡潔な記載をお願いいたします。

駿河区

## ① 検討月： 5月

キーワード：児童養護施設、児童自立支援施設、虞犯少年

幼少期から児童養護施設、児童自立支援施設などを転々とし、不適切行動を繰り返し一時保護中だった少年が初めて障害福祉サービスにつながる際の支援ケース。

## ② 検討月： 7月

キーワード：子育て、児相・警察介入、金銭管理

精神疾患を患った母親の子育て支援。離婚した夫との関係が続いており、警察（スーパーで夫婦で自作自演のクレームを入れ、金銭を要求するなど）や児相介入となっている。金銭管理にも問題があり、子ども3人の望ましい養育環境が得られていないケース。

## ③ 検討月： 9月

キーワード：高次脳機能障害、子育て、生活保護

高次脳機能障害のシングルマザー（子ども2人）のケース。高次脳機能障害により言語的コミュニケーションや感情のコントロールが困難。子供のことは自分でやりたい思いが強いが、行き詰まると調子を崩している。高校生の息子と不登校の娘（軽度知的）の課題もあり、複雑な課題が重複しているケース。

## ④ 検討月： 11月

キーワード：刑事司法、触法障害者、更生支援

刑務所から出所し、静岡市内で生活を始める軽度知的障害男性のケース。基幹相談・委託相談・計画相談および地域の支援者で、どのような支援を考えられるか、触法障害者に対するスティグマや支援者・事業所等の受け入れがたさを解消し、どうすれば地域で連携して支援ができるかを検討した。

## ⑤ 検討月： 12月（予定：高齢ケース）

キーワード

## ⑥ 検討月： 2月（予定：ひきこもりケース）

キーワード

★上記事例を通し地域課題が見つかった場合は、別紙に記載してもらいますので、事務局までご連絡ください。

## 令和7年度 各区事務局会議からの報告

事務局会議で話し合った個別事例の概要を記載してください。（年度で6枠埋められるようにお願いいたします。）  
枠の拡大は行わず、表面のみで収まるよう簡潔な記載をお願いいたします。

## 清水区

## ① 検討月： 5月

キーワード：高年齢知的障害者 グループホーム 通院同行 人手不足 介護保険への移行

グループホームへ入所しているが、職員の支援体制が整わない理由から事業所で通院同行ができず、高齢家族が通院対応している事例。

〈共通課題〉①契約内容の確認不足・不明瞭 ②介護保険への移行の難しさ・連携 ③医療との連携

④職員の人手・質不足

## ② 検討月： 6月

キーワード：高次脳機能障害 約束ができない忘れやすい 障害理解が薄い

22歳男性、大学1年時交通事故で脳挫傷により高次脳機能障害（遂行機能、短期記憶）、精神手帳3級、障害区分4、現在大学留年中、アパートで独居、ごみが溢れている。家事援助訪問しても不在で支援ができない。〈共通課題〉①医療との連携②特性の理解③キーパーソン不在④保護者支援⑤制度の理解不足

## ③ 検討月： 7月

キーワード：特別支援学校 知的障害 性知識の伝え方 家族支援

特別支援学校高等部3年女子生徒。同級生男子生徒との性トラブルや母の本人交際相手への積極的な関わりがあり、本人、母ともに性や人との関わりについて困り感や危機感がなく、支援者がどのように支援をしていくべきか困難を抱えている事例。〈共通課題〉①性教育の方法・あり方②保護者支援③事業所間での性に関する情報共有・相談体制④愛着障害

## ④ 検討月： 8月

キーワード：訪問入浴 難病 医療的ケア 自宅で入浴が難しい 使えるサービスが少ない

40代難病女性、週2日訪問入浴を利用しているがこのまま週2回ペースでサービスを受け続けると年度末に利用上限回数を1回超えてしまう。訪問入浴以外に自宅での入浴ができない。人工呼吸器を使用している

〈共通課題〉①制度の課題（回数制限）②環境③他で入浴できるサービスが少ない④本人へのニーズの再確認

## ⑤ 検討月： 9月

キーワード：統合失調症 支援拒否 地域包括支援センター・民生委員との連携 支援の引継ぎ

独居の50歳女性、統合失調症で精神科病院入院中。地域包括支援センターから障害相談支援事業所に依頼があり、訪問や受診同行を行い入院。その後担当者が異動。本人の現状把握があいまいになってしまった。

〈共通課題〉①サービス終了後の支援体制②中心となる支援機関の所在③支援拒否の方への介入方法

## ⑥ 検討月： 11月

キーワード：全市基幹相談支援センターと行政区基幹相談支援センターと計画相談の連携

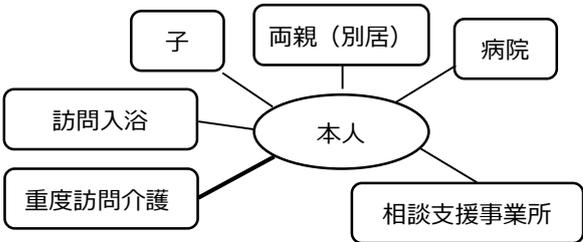
4つの事例（矯正施設からの地域移行、他県から転入してくる児童のいる家族支援、高齢母と二人暮らしの40代女性（精神障害）への支援、精神と知的障害をもった姉弟と80代母親への支援）を基に、支援の動きの違いや類似ケースや困った事等について検討した。

★上記事例を通し地域課題が見つかった場合は、別紙に記載してもらいますので、事務局までご連絡ください。

## 令和 7 年度 各区事務局会議 個別事例から見つかった課題

フォーマット(1)に記載した事例概要のうち、事例を通して課題が見つかり、協議会で協議したい場合は、記載してください。

## 清 水 区

課題発見のきっかけとなった事例番号（フォーマット(1)の①～⑥を選択してください）	
④ 訪問入浴 難病 医療的ケア 自宅で入浴が難しい 使えるサービスが少ない	
事例の概要	
<p>40代難病女性、週2日訪問入浴を利用しているがこのまま週2回ペースでサービスを受け続けると年度末に利用上限回数を1回超えてしまう。訪問入浴以外に自宅での入浴ができない。人工呼吸器を使用している。</p>	
課題	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人へ代替などの選択肢を提案ができていない</li> <li>・本人が通所のイメージがあまりない。</li> </ul>	⇒ ① ニーズの再確認（5件）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・自宅の浴室は狭いため入浴ができない。</li> <li>・家族が介護する経験がない。</li> <li>・実費だと1万円以上かかるため厳しい。</li> <li>・入浴時、看護師が必要である。</li> </ul>	⇒ ② 環境調整を行う難しさ（家族、居宅の整備、経済面等）（6件）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問入浴の回数がそもそも足りない。（週2回が妥当なのか）</li> <li>・利用の条件やニーズに対して、柔軟な対応になっていない。</li> <li>・制度が現状に見合っていない。</li> <li>・重心の支援の必要性に気づいてもらえない。</li> </ul>	⇒ ③ 回数制限等で制度を柔軟に活用することが難しい（9件）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・重度身体障害者を支援する社会資源が少ない。</li> <li>・入浴対応できる生活介護が少ない。</li> <li>・訪看＋ヘルパーで居室内での支援が検討できないか。</li> <li>・短期入所、高齢者施設（機械浴）等検討できないか。</li> </ul>	⇒ ④ 入浴できるサービスが少ない（10件）
<補足>	
<p>障害福祉企画課より、現在、市内利用者 94 名、20 年前の 40 名程度から近年増加している。利用者負担額は現状維持しているが、物価高騰から業者支払い額が 3 倍近くになっていること等予算額についての説明があった。</p>	
地域の中で相談員として対応できそうなこと	
<p>『利用者本人のニーズを大切にした対応と地域の中で資源を開拓していける代弁者としての役割の継続』</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、通所や短期入所の利用をしていないため、訪問入浴以外のサービスの希望や入浴のニーズの再アセスメントを行う。</li> <li>・好事例（既存の制度の併用（身体介護＋訪問看護で入浴、生活介護や短期入所先で入浴、福祉用具の洗髪器、簡易浴槽、清拭、足浴、手浴の代替））を検討する。</li> </ul>	

### 静岡市内の指定事業所へ、「自立支援協議会の取り組み」を周知していく必要性について

#### 【提案の背景・課題】

自立支援協議会に紐づかない連絡会等で自立的な運営が行われているが、課題等がある場合の相談先について周知されていない。

- 協議会に紐づかない連絡会等：
  - ◆GH連絡会、入所連絡会、地域生活支援拠点等の活動の始まり(清水区は委託相談とGH)
  - ◆放課後等デイサービス連絡会(事業所同士が必要性を感じ発足)

#### 【事務局からの提案】

- ①周知の拡大 現在の開催の呼びかけは、自立支援協議会や専門部会に係る機関と委員の方のみだが、年度当初に**指定事業所あてに自立支援協議会開催時期を周知**し、オブザーバー参加を呼びかける  
【メリット】 指定事業所の自立支援協議会への関心の拡大
- ②会議のハイブリッド開催 **各会議を対面、オンライン併用**とした開催とする。  
【メリット】 業務事情によっては本会委員の負担軽減、オブザーバー参加の増員

①②を踏まえた**運営案**：※事前の出欠確認は対面参加のみ  
 ハイブリッド形式の開催は各会議体の事務局側で検討するものとするが、次のような対応を基本とする。  
 【参加メンバー】 基本は対面参加とするが、オンライン参加も可能とする。  
 【オブザーバー】 オンライン参加を基本とする。(開催通知にZoomID等を記載する等、事務負担が少なくなる対応を各事務局にて検討)

#### 【補足対応】

自立支援協議会を、初めて聞く事業所も存在することが想定されるため、指定事業所向けに、静岡市の障害福祉事業の体制の広報活動を検討。(別添資料)

#### 【期待される効果】

- ◆障害福祉サービスを利用する際の基本的な仕組みや対応の共通理解になることが、対象者が地域で生活していく支援体制構築のきっかけとなる  
(例えば：地域生活支援拠点等の緊急時の支援体制構築への理解と参画や、各部会の取組への参加協力等)

#### 【事務局の考え】

事業所側からの積極的な動きも必要ではありますが、専門部会や相談側からの情報発信の働きかけは重要であると考えており、きっかけを作り出すためにも、自立支援協議会や専門部会へのオブザーバー参加などの呼びかけは、良い機会となるものだと考えます。  
 事務局提案の運営案についてご意見をお願いします。

#### (別添1) 自立支援協議会について

自立支援協議会とは  
 (自立支援)協議会の運営は、実態に応じて各種の専門部会を設置し、当該部会が積極的に活動することが地域課題の解決につながる。したがって、(自立支援)協議会には、過不足なく多様な主体が参加することが重要である。  
 (自立支援)協議会の構成メンバーとして想定される例  
 ◎相談支援事業者、障害福祉サービス事業者(障害児通所支援事業者を含む)、保健・医療関係者、権利擁護支援関係者、教育・雇用関係機関、障害者関係団体、障害者およびその家族、学識経験者、民生委員、地域住民等



- 静岡市障害者自立支援協議会**
- (組織) 協議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員15人以内をもって組織する。
- (1) 障害者福祉に関する相談支援事業者の職員
  - (2) 障害福祉サービス事業者の職員
  - (3) 保健・医療関係者
  - (4) 教育関係者
  - (5) 雇用・就労関係者
  - (6) 障害者関係団体の代表者
  - (7) 学識経験を有する者
  - (8) 関係行政機関の職員
  - (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める者(任期等)
- 第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。  
 2 委員は、再任されることができる。

#### 【静岡市HP】

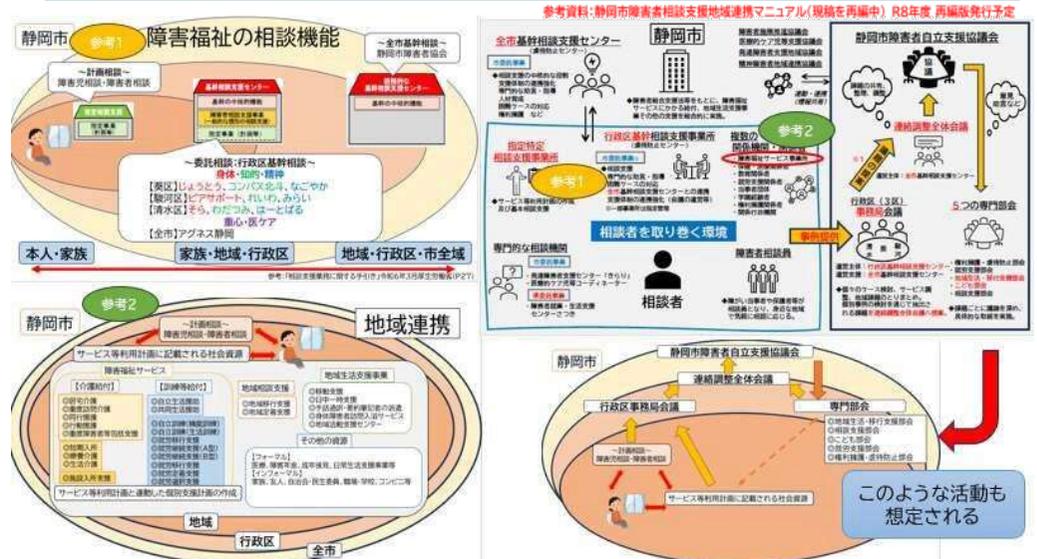
①自立支援協議会 各部会の作成資料および自立支援協議会資料掲載



②静岡市障がい者相談支援事業 相談窓口一覧



#### (別添2) 地域の支援体制と自立支援協議会



参考資料：静岡市障害者相談支援地域連携マニュアル(現稿を再編中) R8年度 再編版発行予定

このような活動も想定される

# 令和4年障害者総合支援法改正を踏まえた（自立支援）協議会の機能と構成

参考資料 1

令和6年4月1日施行

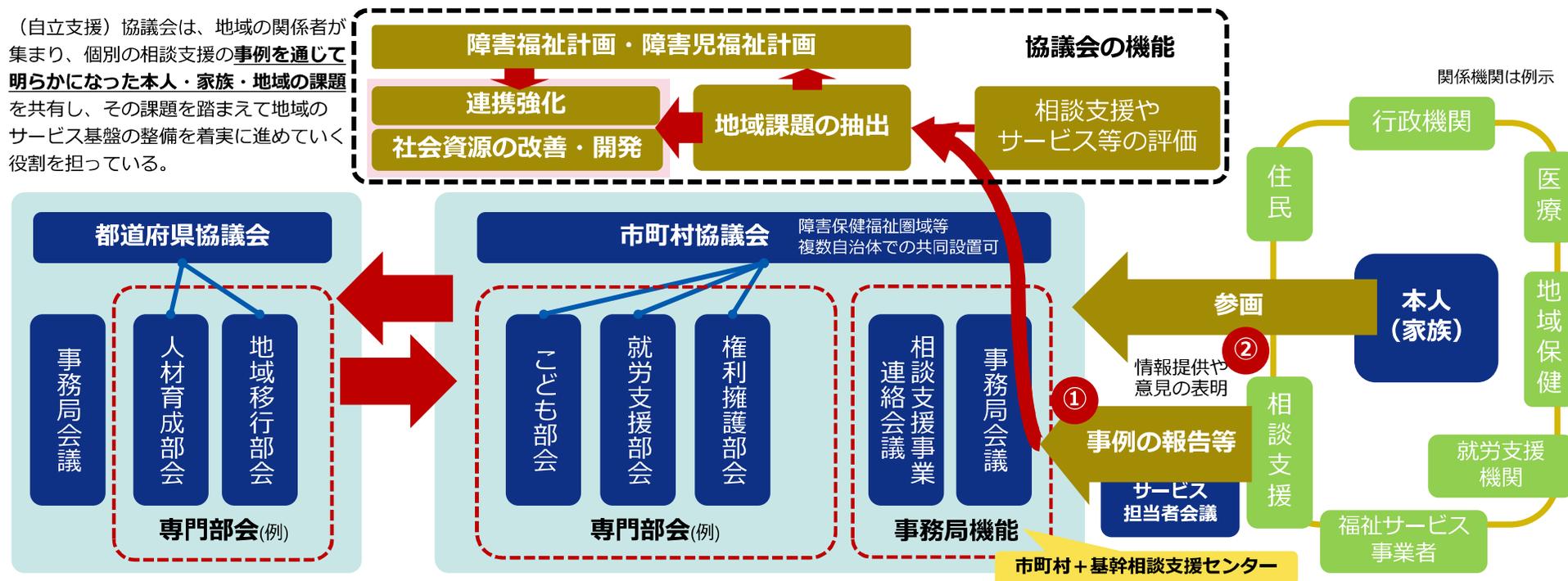
## （自立支援）協議会の役割・機能（障害者総合支援法89条の3関係）

- 改** ① 協議会を通じた「地域づくり」(※) にとっては「個から地域へ」の取組が重要。(第2項改正)
- 「協議会は関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への適切な支援に関する情報及び支援体制に関する課題についての情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。」
- 新** ② 協議会は地域の関係機関等に情報提供や意見の表明等の協力を求めることができるとし、協力を求められた関係機関等がこの求めに応じることについて努力義務を課す。(第3項、第4項新設)
- 新** ③ 個別の支援に係る検討に基づく地域の支援体制の検討を明確化したことに伴い、協議会関係者に対し、守秘義務を課す。(第5項新設)
- \* 今回改正により、社会福祉法（重層的支援会議等）・生活困窮者自立支援法（支援会議）・介護保険法（地域ケア会議）と同旨の規定をもつものとなった。(第3項～第6項)

地域の状況を反映した、現に住民が直面している課題を検討することによる協議会の活性化

### (※) 協議会を通じた「地域づくり」の取組イメージ例

(自立支援)協議会は、地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった本人・家族・地域の課題を共有し、その課題を踏まえて地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担っている。



### 基幹相談支援センター

(虐待防止センター)

#### 市委託事業

- ◆相談支援の中核的な役割
- 支援体制の連携強化
- 専門的な助言・指導
- 人材育成
- 困難ケースの対応
- 権利擁護 など



## 静岡市



- ◆障害者総合支援法等をもとに、障害福祉サービスにかかる給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に実施。

- 障害者施策推進協議会
- 医療的ケア児等支援協議会
- 発達障害者支援地域協議会
- 精神障害者地域連携協議会



運動・連携  
(情報共有)

### 指定特定計画 相談支援事業所



- ◆サービス等利用計画の作成及び基本相談支援

### 委託相談支援事業所

(虐待防止センター)

#### 市委託事業※

- ◆相談支援
- 専門的な助言・指導
- 困難ケースの対応
- 基幹相談支援センターとの連携
- 支援体制の連携強化(会議の運営等)
- ※一部事業所は指定管理



### 複数の 関係機関・関係者

- ・障害福祉サービス事業所
- ・保健・医療関係者
- ・教育関係者
- ・就労支援関係者
- ・当事者団体
- ・学識経験者
- ・権利擁護関係者
- ・関係行政機関



## 相談者を取り巻く環境

### 専門的な相談機関

#### 市委託事業

- ・発達障害者支援センター「きらり」
- ・医療的ケア児等コーディネーター

#### 県委託事業

- ・障害者就業・生活支援センターさつき



## 相談者

### 障害者相談員



- ◆障がい当事者や保護者等が相談員となり、身近な地域で気軽に相談に応じる。

## 静岡市障害者自立支援協議会



協議

課題の共有、  
整理、調整

### 連絡調整全体会議



運営主体：全市基幹相談支援センター

意見  
助言など

### 行政区(3区) 連絡調整会議



運営主体：障害者相談支援事業所  
運営支援：全市基幹相談支援センター

- ◆個々のケース検討、サービス調整、地域課題のとりまとめ。個別事例の検討を通じて抽出される課題を連絡調整全体会議へ提案。

議題の  
提案

### 5つの専門部会



- ・権利擁護・虐待防止部会
- ・就労支援部会
- ・地域生活・移行支援支援部会
- ・こども部会
- ・相談支援部会

- ◆課題ごとに議論を深め、具体的な取組を実施。

困難化